

臨床現場紹介——児童相談所（判定指導課、虐待対応チームの経験から）

栃木県北児童相談所 高柴 政希

1. はじめに

皆さん、私は心理学研究科の11期の卒業生の高柴政希と申します。私は現在、栃木県県北児童相談所（以下、県北児相）の虐待対応チームとして勤務しています。

1年前までは、栃木県中央児童相談所（以下、中児）の判定指導課の産休代替職員として働いていました。その期間に、県職員試験、公認心理師、臨床心理士の試験に合格し今年度から県北児相に配属される事になりました。今回は、児童相談所（以下、児相）での仕事について中児、県北児相での経験を踏まえてご紹介させていただきます。

2. 職場紹介

（1） 栃木県の児童相談所について

最初に、栃木県内には次の3つの児相があります。それぞれ所管する区域が以下のように決まっています。

〔中央児童相談所〕

宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

〔県南児童相談所〕

栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町

〔県北児童相談所〕

大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

栃木県在住の方なら必ずどこかの児相が管轄になります。皆さんのお住いの市町はどこの児相が管轄しているか確認できましたか。次は、児相内の役割について紹介します。

（2） 児童相談所内の主な3つの役割

児相の役割は大まかに分けて判定指導、虐待対応、相談支援という3つの役割に分けることができます。それぞれの役割を簡単に説明します。

〔判定指導〕

療育手帳という知的障害者が補助を受ける為に必要な手帳の判定。また、保護者や子どもの相談に応じ心理検査や観察等を行い心理的側面から助言を行います。また、被虐待児の評価や非行少年の心理教育も行います。

〔虐待対応〕

虐待の通告を受け、48時間以内に子どもの安全確認を行い、必要に応じて子どもの保護を行います。また、虐待者に虐待の事実確認及び注意喚起を行い虐待の再発防止を促す役割も担います。

〔相談支援〕

子どもの特性や性格で育児に困っている保護者に対して助言を行います。また、養育困難や非行相談も行い必要に応じて施設へ入所させる手続きも行います。

中児を例にするとこの役割ごとに課として分かれる形となり、判定指導課、虐待対応課、相談支援課という名称で分かれています。それぞれの課の職員が与えられた業務を遂行しますが、課の垣根を越えて共働して業務を行う事は多々あります。

栃木県の心理職職員として採用された場合、判定指導課、虐待対応課、相談支援課のいずれの課も配属される可能性がある課です。

私は、中児で判定指導課に所属し、県北児

相で虐待対応チーム（※県北では、課ではなくチーム。業務は同じ。）に所属しています。次は、各児相の経験を踏まえてより具体的に業務を伝えたいと思います。

（３） 中央児童相談所での経験から

中児では、判定指導課に所属していました。その為、田中ビネー-V、WISC-IV、WAIS-IIIといった知能検査やS-M 社会生活能力検査第3版、遠城寺式乳幼児分析的発達検査といった発達検査を用いて療育手帳がどの障害程度に位置するのか判定を行いました。

療育手帳の判定は、IQ値のみで判定する訳ではなく日常生活の自立度や他の合併障害も踏まえて判定を行います。その為、検査技術だけでなく生育歴の聞き取り等インテーク面接の技術が必要になると感じます。

また、被虐児童に対してFDT 親子関係診断検査(Family Diagnostic Test)、TSCC 子供用トラウマ症状チェックリストを実施し虐待の影響を評価したり、バウムテスト、PF スタディ（絵画欲求不満テスト）、SCT（文章完成法）といった投影法を用いて子どもの気質の把握をしたりします。その結果を、子ども本人や保護者に分かりやすく伝える技術も求められる職場でした。

とはいえ、判定指導課の職員は検査ばかりしている訳ではありません。例えば、万引き等の非行を行い警察から通告された子どもに対して心理教育を行い非行の再発防止を行うという役割も担っています。私も、万引きがやめられなかった児童に対して月に2回のペースで再発防止の心理教育を行っていました。他の業務も行いながら、心理教育の為の教材を制作する事は決して楽とは言えませんが、心理教育の末に子どもが非行を止める事ができたと報告を聞くとやってよかったと、やりがいを感じます。

他にも業務はありますが、ページの都合上割愛します。

（４） 県北児童相談所での経験から

県北児相では、虐待対応チームに所属しています。名称通り虐待対応が業務です。虐待対応は、基本的に2人1組になって行います。業務の流れとしては、まず虐待の通告を受けた後、厚生労働省が定めた48時間という時間内に子どもの安全確認を行います。安全確認は、子どもが現在どこにいてどういう状態なのか把握する事を指し、子どもの虐待死を防ぐ為に行います。その結果、保護の必要性があれば子どもを保護。保護の必要性がない場合でも、保護者には、虐待の事実確認及び注意喚起を行い虐待の再発防止に努めるように指導します。

現在の県北児相の虐待対応チームの中には、行政の職員や保健師の職員がいますが心理職は私1人です。正直、心理職の専門的な知識を活かせる場面は判定指導課に比べて少ないように感じます。

とはいえ、心理職としての技術を行かせる場面は多々あります

例えば、虐待の事実確認や注意喚起を行う際には虐待をしたという悪い側面ばかりに焦点を当てるのではなく、虐待者の今までの苦労感や頑張っていた事にも焦点を当てて話を進めていく事で偏った見方をせずに虐待者を評価することが出来ます。

3. 最後に

私は、児相の心理職を目指したきっかけは、修士2年の時の児相実習でした。実習の中で、検査をテキパキ行い保護者に分かりやすく伝えている職員を見て「格好いい。こんな心理職になりたい。」と思ったのがきっかけです。

在学生の皆さん、皆さんも心の中に憧れる心理士像があると思います。その憧れに向かって日々研鑽され実現される事を心から祈っています。児相実習がまだの方、現場でお会いできる事を楽しみにしています。